

布目ダム湖面利用ルール

1. 目的

布目ダム湖面利用ルール（以下「本ルール」という。）は、湖面を利用するすべての者が公平に安全に利用できること、布目ダム湖の安全な利用促進、および重要な水源確保、適切なダム管理を目的とし、「布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会」および「布目川漁業協同組合」の協議により定められました。

布目ダムの水は、奈良市・山添村の重要な水源となっており、多くの人々の生命財産の源となっています。

2. 自己責任の原則と迷惑行為の禁止

湖面利用において発生したすべての事故については自己責任となります。従って、事故処理費用は全額、当該利用者の負担となります。

貯水池及びその周辺地域の居住環境の保全に配慮し、騒音発生等の迷惑行為を禁止します。

3. 湖面利用ルール

① 航行および立ち入り禁止区域

布目ダムより上流の網場設置区間は、航行および立ち入り禁止区域です。

副ダム上流網場設置区間並びに副ダム下流80mの区間は、航行禁止区間です。

② 内燃機関（エンジン等）による動力船についてはダム湖面での利用を禁止します。

ただし、電動機により動力（エレキ）で航行するものは除きます。

③ 船舶等の航行は、日の出から日の入りまでとし、夜間の航行を禁止します。

④ 強風、濃霧、降雨等の注意報が発令されたとき及び気象条件の悪い場合は利用を制限ことがあります。

⑤ 航行する際は、他の利用者の迷惑にならないよう速度等（引き波等）に注意してください。

⑥ ダム湖内に設置されている水質保全設備の運転に伴い、気泡が発生している付近の航行を禁止します。

⑦ ダム湖内に設置されている水質保全設備等の構造物への係留を禁止します。

4. 救命胴衣の着用

① 船舶の航行にあつては、すべての船舶等に乗船する者は、救命胴衣（ライフジャケット）の着用をしなければなりません。

② 湖面での遊漁者についても救命胴衣の着用を推奨します。

5. 遊泳の禁止

① ダム湖は河川の一部であり、流れや急な深み等があり、危険であるため、遊泳を禁止します。

6. 遊漁禁止区域

① ダムより上流の網場設置区及び副ダム上流網場設置区間並びに副ダム下流80mの区

間は、遊漁禁止区間です。

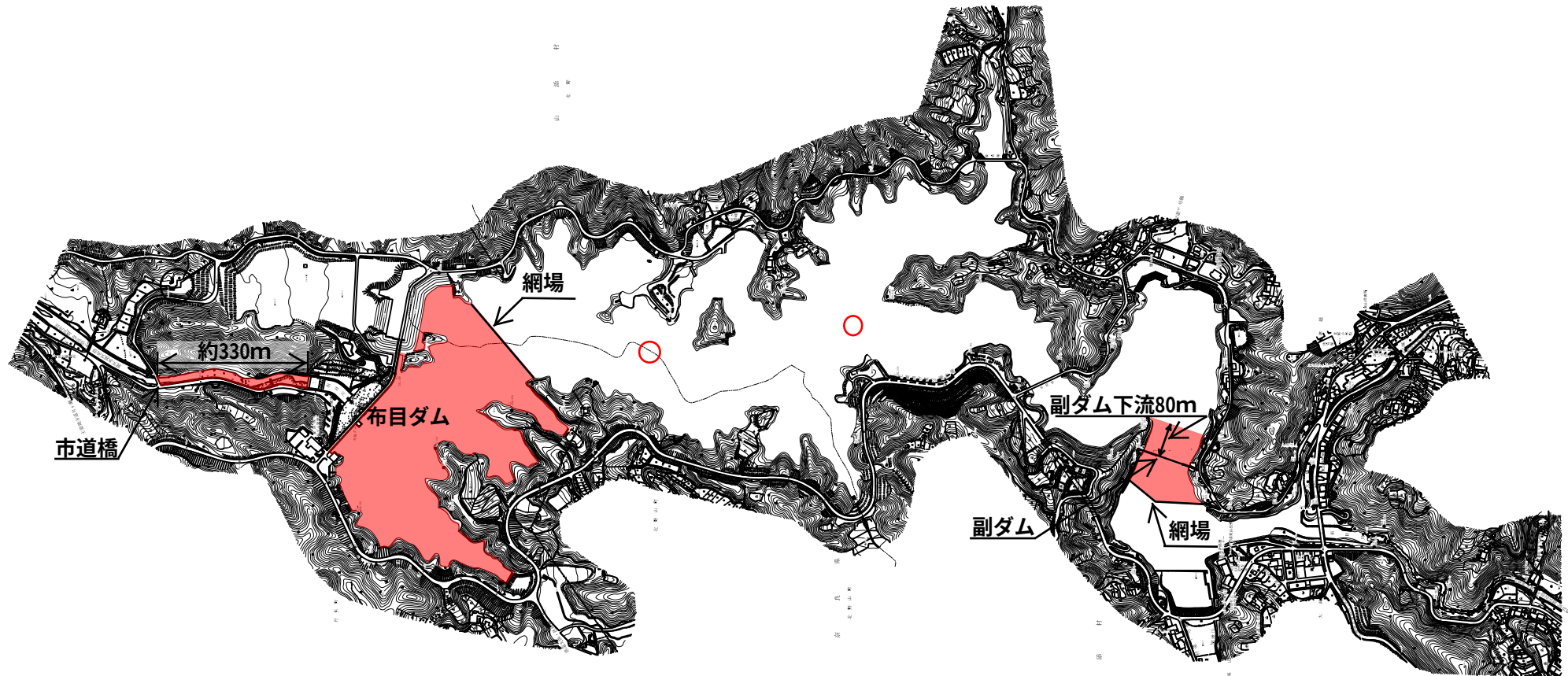
7. 遊漁のルール

- ①布目ダム湖での遊漁においては、別途「布目川漁業協同組合」の定める遊漁ルールを遵守しましょう。

8. 環境保全

- ①布目ダム湖は、奈良市、山添村の重要な水源です、水質に悪影響を与えるような行為はすべて禁止します。
- ②他の利用者の迷惑となる行為を禁止します。
- ③ゴミは持ち帰りましょう。
- ④外来魚等を放流しないでください。
- ⑥ダム湖内に許可無く、船舶や筏などを係留しないでください。
- ⑦ダム湖周辺では、指定された場所以外での火気の使用（たき火、バーベキュー等）を禁止します。
- ⑧ダム湖等の利用される方で車等を駐車するときは、ダム湖周辺に設置している駐車場に停めてください。

布目ダム航行及び遊漁禁止区域



…航行及び遊漁禁止区域

○ …水質保全設備運転時航行禁止区域